

平成 21 年「春季証券投資セミナー」における参加者アンケートの集計結果

平成 21 年 4 月

証券知識普及プロジェクト

証券知識普及プロジェクト(日本証券業協会、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、ジャスダック証券取引所、投資信託協会、名証取引参加者協会の 9 団体で構成)では、平成 21 年 2 月 1 日(日)から 3 月 10 日(火)までの間、平成 21 年「春季証券投資セミナー」を全国 9 地区 21 都市 28 会場で開催し、9,047 名の参加があった(昨年は 9 地区 15 都市 19 会場で開催し、7,267 名の参加)。アンケートの配付枚数は 9,047 枚、アンケートへの回答者は 6,296 名、回収率は 69.6% であった。アンケート結果の概要は、以下のとおりである(括弧書きの数値は、昨年の「春季証券投資セミナー」のアンケート結果である)。

- 参加者の性別は、男性が 66.8% (73.5%)、女性は 33.2% (26.5%) であった。
- 年齢層別では、60 代以上が 50.3% (57.0%) を占めた。
- 職業別では、無職が 33.4% (41.2%)、会社員が 33.0% (26.6%) であった。
- 本プロジェクト主催のイベントにはじめて参加した人は 63.6% であった。
- 証券投資を現在行っている人は 81.0% (79.0%)、過去に経験はあるが現在は行っていない人は 4.7% (5.6%)、未経験者は 14.4% (15.4%) であった。
- 証券投資を現在行っていない人(未経験者を含む)の 67.6% (53.5%) が、証券投資を現在行っていない理由として「よくわからない(知識がない)」を挙げた。また、「リスクが高い」との回答が 17.5% (13.6%) で、昨年と比べて増加した。
- 証券会社や金融機関に期待することとして、63.5% (66.7%) が「迅速・的確な情報提供」を挙げた。
- 証券投資の理解を深める方法として、79.9% (77.6%) が「講座やセミナーへの参加」を挙げた。
- 証券あっせん・相談センターについて知っている人は 23.5% (25.8%) であった。
- 平成 21 年「春季証券投資セミナー」に対する感想は、「大変良い」と「良い」が合計 87.8% (88.9%) であった。

(単位: 名)

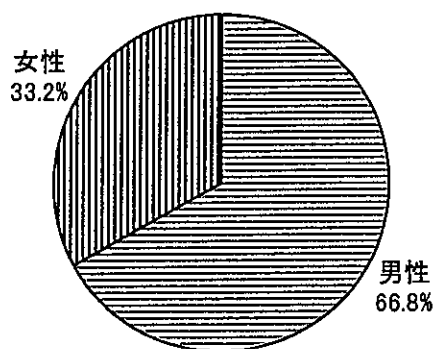
地区	イベント	平成 21 年「春季証券投資セミナー」			最近の参加者数	
		参加者数	回答者数	回収率	平成 20 年 「証券投資の日」 記念イベント	平成 20 年 「春季証券投資 セミナー」
東京(6 会場)		3,294	2,162	65.6%	2,215	2,330
大阪(6 会場)		2,087	1,470	70.4%	1,762	1,877
名古屋(5 会場)		1,257	833	66.3%	1,166	1,114
北海道		372	215	57.8%	403	375
東北		242	181	74.8%	442	178
北陸		490	336	68.6%	320	276
中国(4 会場)		655	558	85.2%	624	537
四国		254	210	82.7%	395	230
九州(3 会場)		396	331	83.6%	552	350
合 計		9,047	6,296	69.6%	7,879	7,267

I 参加者属性について

【性別】

- 男性が全体の 66.8%を占め、女性は 33.2%であった。女性にターゲットを絞ったイベントも開催したこともあり、女性の割合が昨年比(26.5%)で高くなっている。

図 I-1 性別 (回答者数:6,217名)



<参考>

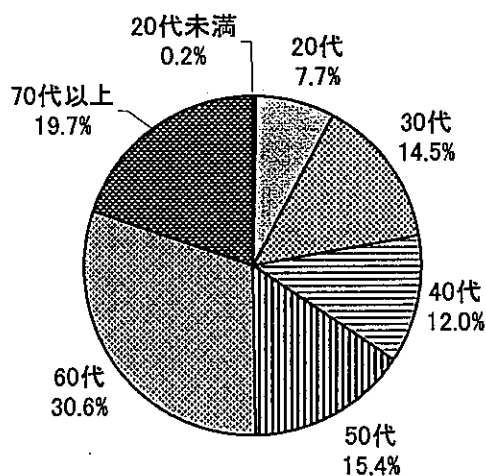
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:5,184 名)

男性	73.5%
女性	26.5%

【年齢】

- 「60代」が 30.6%と最も多く、次いで「70代以上」が 19.7%を占めた。昨年との比較では、若年層にターゲットを絞ったイベントも開催したこともあり、20代から 40代の割合が高くなっている。

図 I-2 年齢 (回答者数:6,208名)



(注 1) 回答割合は、小数第 2 位を四捨五入して算出している。
このため、単数回答の調査項目であっても、内訳の合計が 100%ちょうどにならない場合がある。以下同じ。

<参考>

平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:5,189 名)

10 代	0.3%
20 代	3.6%
30 代	10.1%
40 代	10.7%
50 代	18.3%
60 代	34.9%
70 代以上	22.1%

女性比率

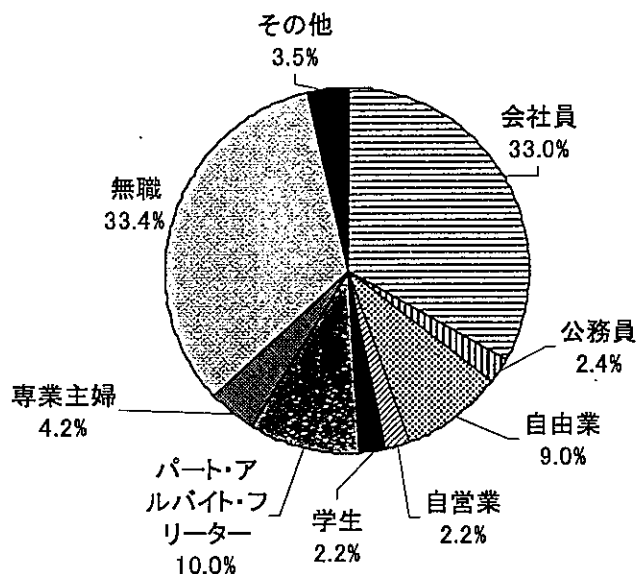
年齢層	今回	前回 (注 2)
20 代未満	21.4%	42.9%
20 代	53.4%	42.3%
30 代	50.9%	43.1%
40 代	44.9%	37.5%
50 代	37.6%	36.4%
60 代	20.8%	18.0%
70 代以上	19.6%	14.4%

(注 2) 平成 20 年「春季証券投資セミナー」。以下同じ。

【職業】

- 「無職」が 33.4%と最も多く、次いで「会社員」33.0%の順であった。「会社員」の割合が昨年(26.6%)と比べて高くなっており、これは土日や平日夜間のイベント開催を増やしたことによるものと考えられる。

図 I-3 職業 (回答者数:6,139名)



<参考>

平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:5,034 名)

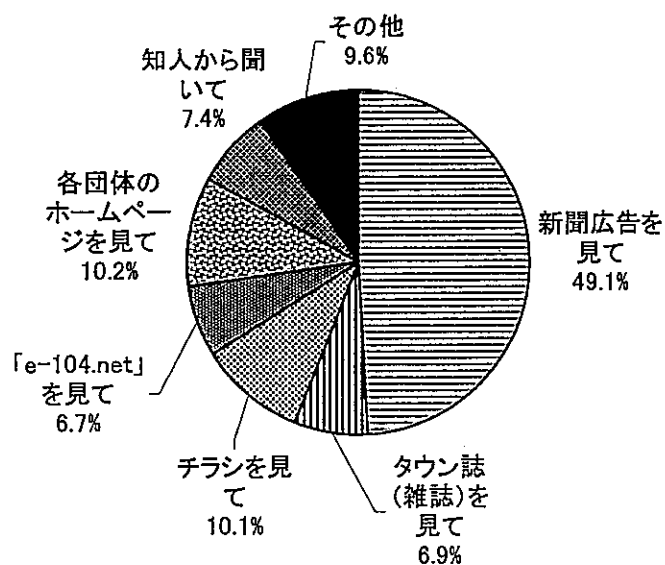
会社員	26.6%
公務員	2.2%
自由業	3.2%
自営業	8.0%
学生	1.0%
フリーター(注3)	0.3%
主婦(注3)	13.3%
無職	41.2%
その他	4.1%

(注3) 今回の調査で、選択肢「フリーター」を「パート・アルバイト・フリーター」に、「主婦」を「専業主婦」に各々変更した。

【イベントの認知媒体】

- 「新聞広告を見て」が 49.1%、「各団体のホームページを見て」が 10.2%を占めた。新聞広告の効果が高いことがうかがえる。

図 I-4 媒体
(回答者数:6,068名)



<参考>

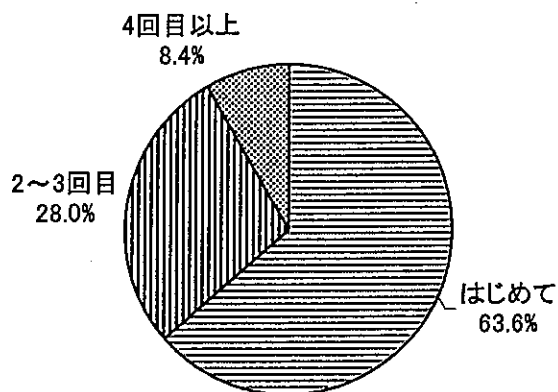
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:5,023 名)

新聞広告を見て	46.3%
タウン誌(雑誌)を見て	5.0%
チラシを見て	12.2%
「e-104.net」を見て	9.6%
各団体のホームページを見て	13.2%
知人から聞いて	5.1%
その他	8.6%

【本プロジェクト主催のイベントへの参加回数】

○ 「はじめて参加した」が 63.6%であった。一方、「4回以上参加している」は 8.4%であった。

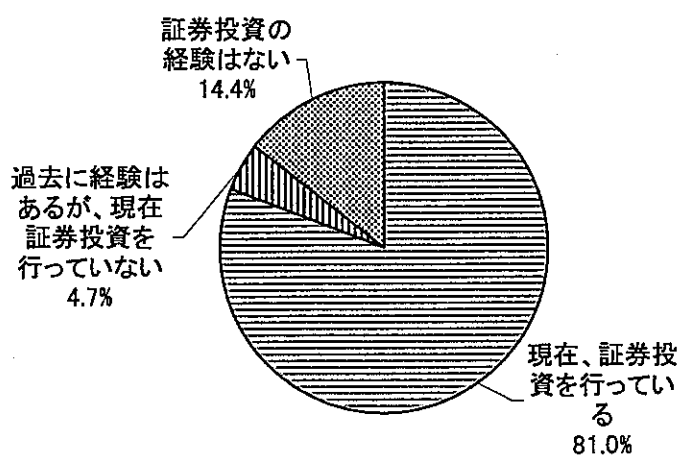
図 I-5 本プロジェクト主催のイベントへの参加回数
(回答者数:6,218名)



【証券投資の経験】

○ 「現在、証券投資を行っている」が 81.0%、「過去に経験はあるが、現在は行っていない」が 4.7%、未経験者は 14.4%であった。

図 I-6 証券投資の経験(回答者数:5,827名)



<参考>

平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:3,211 名)

現在、証券投資を行っている	79.0%
過去に経験はあるが、現在証券投資を行っていない	5.6%
証券投資の経験はない	15.4%

証券投資未経験者の比率

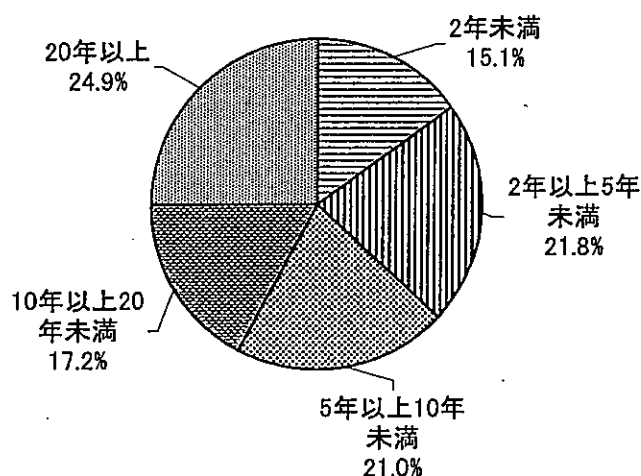
年齢層	今回	前回
20 代未満	53.8%	90.0%
20 代	55.0%	59.2%
30 代	30.5%	42.9%
40 代	23.0%	24.7%
50 代	9.8%	15.9%
60 代	5.3%	6.7%
70 代以上	2.8%	2.9%

Ⅱ 現在、証券投資を行っている人について

【証券投資の経験年数】

○ 「5年未満」が36.9%を占めた。

図Ⅱ-1 証券投資の経験年数
(回答者数:4,671名)



<参考>

平成20年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,237名)

2年未満	9.9%
2年以上5年未満	23.7%
5年以上10年未満	20.7%
10年以上20年未満	17.8%
20年以上	27.8%

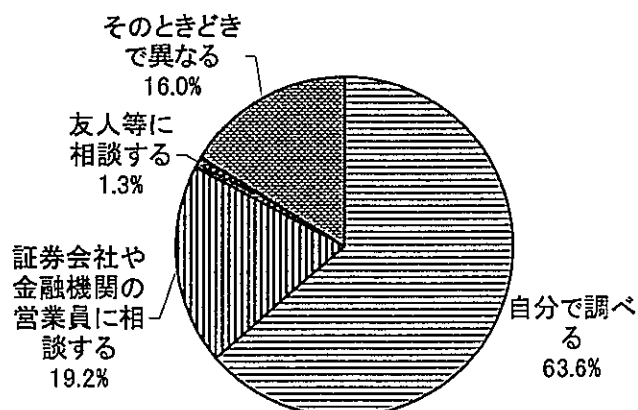
経験年数「5年未満」の比率

年齢層	今回	前回
20代未満	75.0%	0%
20代	94.4%	95.0%
30代	72.3%	69.5%
40代	45.7%	42.1%
50代	37.6%	40.6%
60代	32.4%	30.5%
70代以上	14.6%	15.7%

【投資判断】

○ 「自分で調べる」が63.6%、次いで「証券会社や金融機関の営業員に相談する」が19.2%を占めた。

図Ⅱ-2 投資判断 (回答者数:4,205名)



<参考>

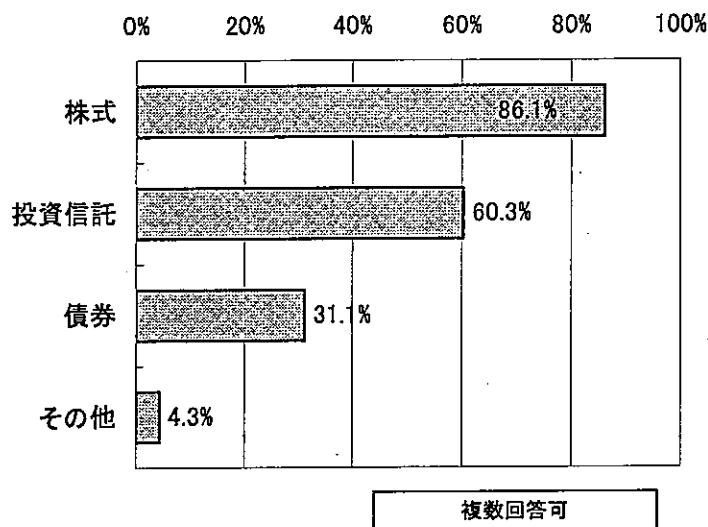
平成20年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:3,888名)

自分で調べる	67.7%
証券会社や金融機関の営業員に相談する	16.4%
友人等と相談する	0.8%
そのときどきで異なる	15.0%

【投資対象】

- 「株式」と答えた人が最も多く、86.1%であった。

図Ⅱ-3 投資対象
(回答者数:4,661名/回答総数:8,476件)



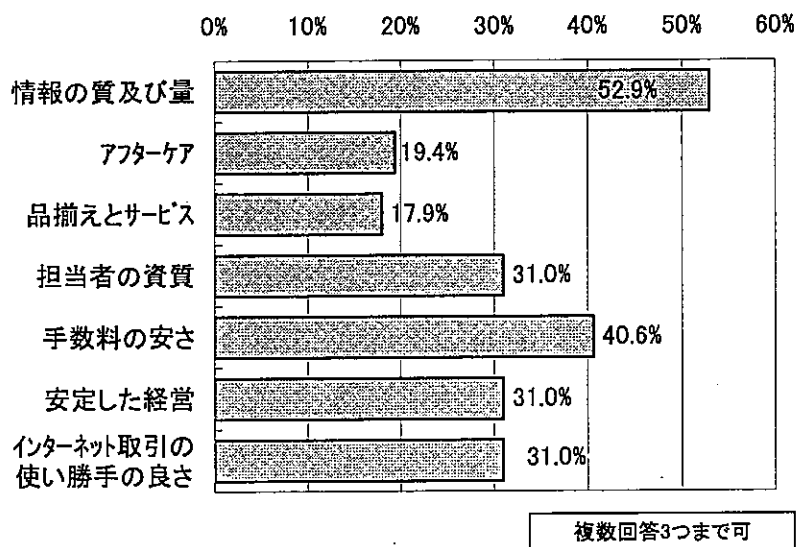
<参考>
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,237 名
回答総数:7,787 件)

株式	88.5%
投資信託	59.4%
債券	30.4%
その他	4.8%

【証券会社や金融機関を選択する基準】

- 「情報の質及び量」が 52.9%、次いで「手数料の安さ」が 40.6%であった。

図Ⅱ-4 証券会社や金融機関を選択する基準
(回答者数:4,469名/回答総数:10,004件)



<参考>
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,088 名
回答総数:9,041 件)

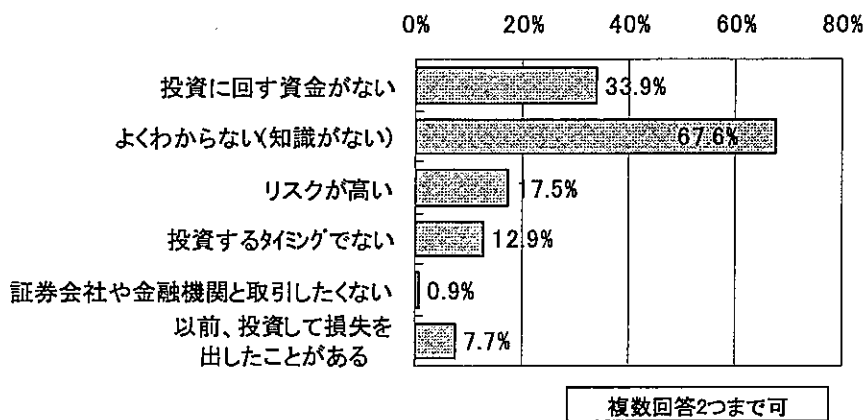
情報の質及び量	55.1%
アフターケア	17.8%
品揃えとサービス	17.6%
担当者の資質	30.3%
手数料の安さ	38.7%
安定した経営	30.0%
インターネット取引の使い勝手の良さ	30.8%

Ⅲ 現在、証券投資を行っていない人(証券投資の未経験者を含む)について

【証券投資を行っていない理由】

- 「よくわからない(知識がない)」が 67.6%であった。昨年と比べて「よくわからない(知識がない)」「リスクが高い」との回答が増加した。

図Ⅲ-1 「投資を行っていない」または
「投資経験がない」理由
(回答者数:1,383名/回答総数:1,943件)



<参考>

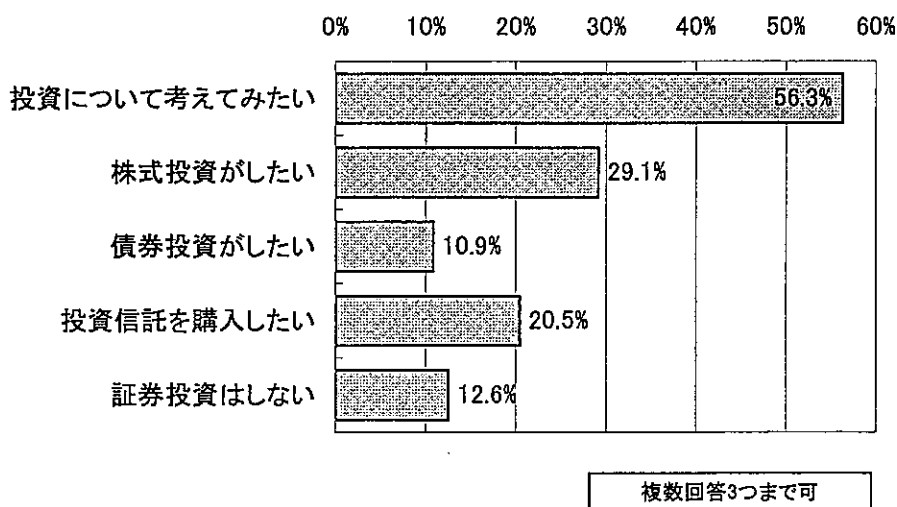
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:876 名
回答総数:1,091 件)

投資に回す資金がない	34.8%
よくわからない(知識がない)	53.5%
リスクが高い	13.6%
投資するタイミングでない	12.1%
証券会社や金融機関と取引したくない	1.1%
以前、投資して損失を出したことがある	9.4%

【今後の証券投資について】

- 「投資について考えてみたい」が 56.3%で、昨年と比べて増加した。また、「株式投資がしたい」が 29.1%で昨年と比べて減少し、「債券投資がしたい」は 10.9%で昨年と比べて増加した。

図Ⅲ-2 今後の証券投資について
(回答者数:1,040名/回答総数:1,346件)



<参考>

平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:684 名
回答総数:854 件)

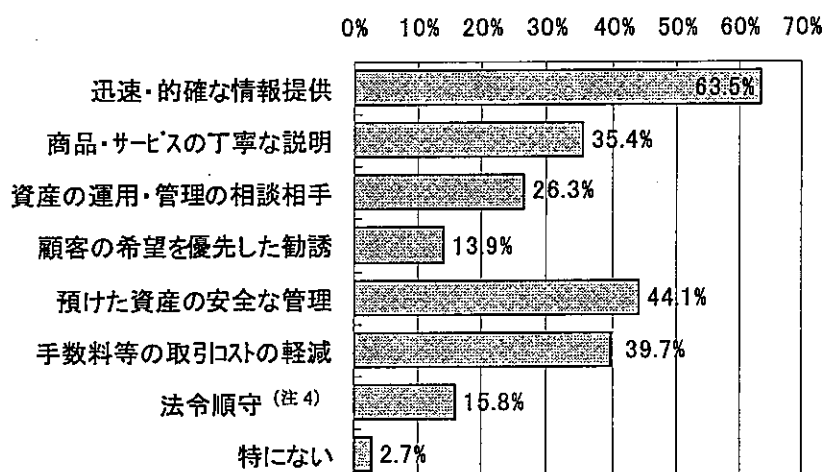
投資について考えてみたい	49.1%
株式投資がしたい	36.7%
債券投資がしたい	6.9%
投資信託を購入したい	19.7%
証券投資はしない	12.4%

Ⅳ 証券会社や金融機関への期待と証券投資への理解を深めるための方法について

【証券会社や金融機関に期待すること】

- 「迅速・的確な情報提供」が 63.5%、次いで「預けた資産の安全な管理」の 44.1%及び「手数料等の取引コストの軽減」の 39.7%であった。昨年に比べて「手数料等の取引コストの軽減」が減少した。

図Ⅳ-1 証券会社や金融機関に期待すること
(回答者数:5,662名/回答総数:13,676件)



(注4) 前回の調査では設けていなかった選択肢である。

複数回答3つまで可

<参考>

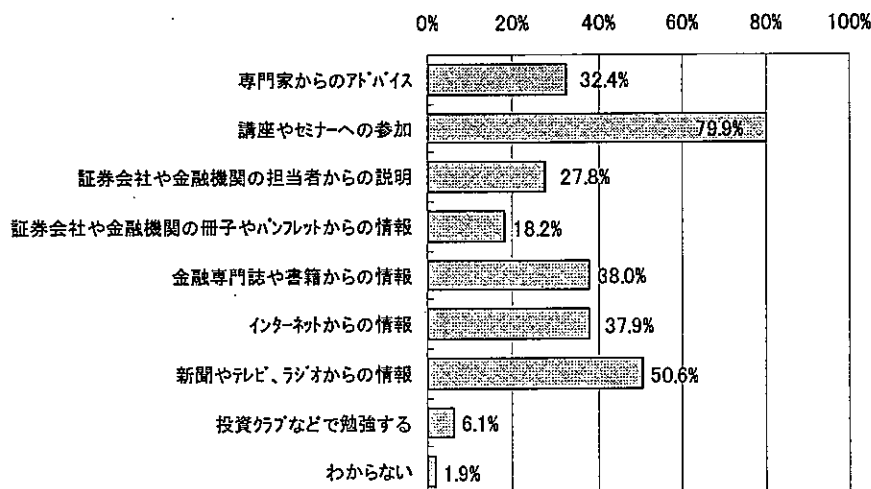
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,659 名、
回答総数:10,789 件)

迅速・的確な情報提供	66.7%
商品・サービスの丁寧な説明	32.1%
資産の運用・管理の相談相手	25.8%
顧客の希望を優先した勧誘	13.2%
預けた資産の安全な管理	42.8%
手数料等の取引コストの軽減	48.0%
特にない(わからない)	2.9%

【証券投資の理解を深める方法】

- 「講座やセミナーへの参加」が 79.9%、次いで「新聞やテレビ、ラジオからの情報」が 50.6%であった。

図Ⅳ-2 証券投資について、さらに理解を深める方法
(回答者数:5,724名/回答総数:16,760件)



複数回答4つまで可

<参考>

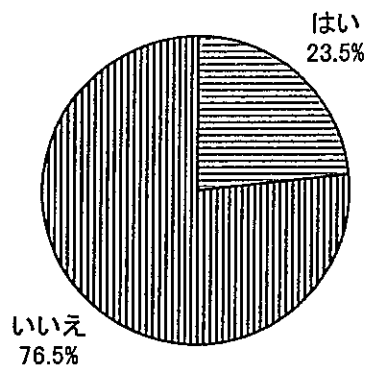
平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,392 名
回答総数:12,601 件)

専門家からのアドバイス	28.2%
講座やセミナーへの参加	77.6%
証券会社や金融機関の担当者からの説明	28.4%
証券会社や金融機関の冊子やパンフレットからの情報	21.1%
金融専門誌や書籍からの情報	35.6%
インターネットからの情報	39.0%
新聞やテレビ、ラジオからの情報	50.5%
投資クラブなどで勉強する	4.4%
わからない	2.0%

V 「日本証券業協会 証券あっせん・相談センター」について

○ 「知っている」が 23.5%であった。

図 V-1 証券あっせん・相談センターを知っているか
(回答者数:5,746名)

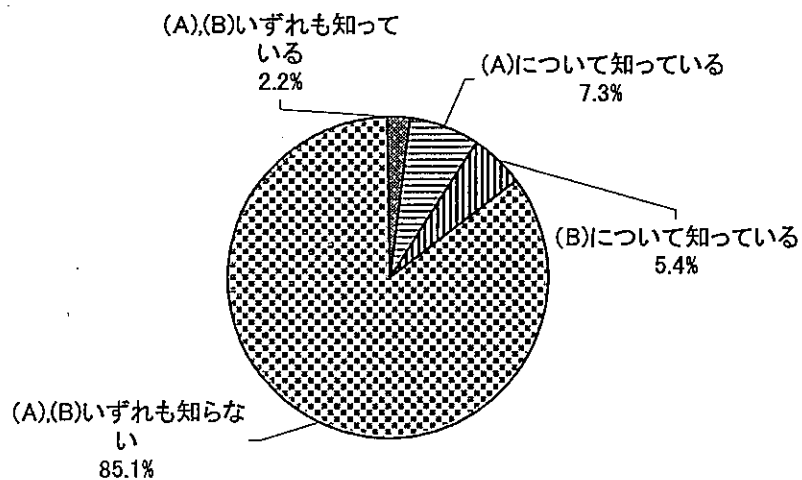


<参考>

平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:4,722 名)

はい	25.8%
いいえ	74.2%

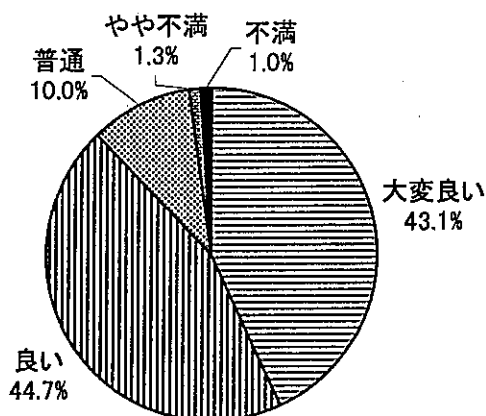
図 V-2 「証券あっせん・相談センター」が(A)ADR法の認証を受けたこと、
(B)全国の都道府県庁所在地であっせんが行えるようになったことについて
(回答者数:5,722名)



VI 平成 21 年「春季証券投資セミナー」についての感想

○ 「大変良い」と「良い」が合計 87.8%、「やや不満」と「不満」は合計 2.3%であり、概ね好評であった。

図VI 本日のイベントの感想
(回答者数:4,829名)



<参考>

平成 20 年
「春季証券投資セミナー」
(回答者数:3,986名)

大変良い	44.1%
良い	44.8%
普通	9.6%
やや不満	1.1%
不満	0.6%

VII 参加者の声(今後のイベント等への要望等)

- 年金生活者向けのセミナーを開催してほしい。
- 若年層向けの資産形成、長期投資セミナーを開催してほしい。
- 春は確定申告の時期なので証券税制についてのセミナーを開催してほしい。
- ETFやREITに関する話を聞きたい。
- いろいろな投信についての解説。また、投信の決算報告書の見方の講義をお願いしたい。
- 現在のような相場が最悪の時の対処法を教えてください。
- 第一線の企業経営者の話を聞きたい。
- Q&Aセッションや、講演会後の投資相談コーナー設置などを希望する。
- 日本版401k加入者向け教育機関等との連携を検討してはどうか。

以 上

平成21年「春季証券投資セミナー」 講演テーマ・講師一覧

参 考

平成21年4月14日

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
東 京	2/6(金)	ABCホール (収容人員 300名) 大阪市福島区福島1-1-30	<ラジオ番組>細川茂樹の株式講座「スタイリッシュ投資ライフ」公開録音イベント <18:30~19:20> 講演/「マネーセンス向上委員会～株式投資はじめの一步」 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャルプランナー) 細川 茂樹 氏 (俳優) <19:30~20:30> トークショー/「夢をかなえるために ～ライフプラン・マネープランを考えよう!～」 細川 茂樹 氏 (俳優) 熊田 曜子 氏 (タレント) 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャルプランナー)
	2/18(水)	横浜情報文化センター 情文ホール (収容人員 200名) 横浜市中区日本大通11番地	<13:20~14:50> 講演/「はじめての株式投資教室」 高橋 勲 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー) <15:00~16:00> 講演/「初心者でもわかる株式市場の動き ～専門家のはなしを聞く～」 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	2/22(日)	東京国際フォーラム ホールB7 (収容人員 1,200名) 千代田区丸の内3-5-1	【昼の部】 <13:00~13:10> 挨拶/日本証券業協会 会長 安東 俊夫 <13:10~14:10> 講演/「内外から見た日本経済」 リチャード・クー 氏 (株式会社 野村総合研究所 主席研究員、 チーフエコノミスト) <14:30~15:30> 講演/「これからの時代に必要な経済的センスと 金融リテラシー」 勝間 和代 氏 (経済評論家、公認会計士) 【夜の部】 <17:30~18:30> トークショー/「ライフプランと資産運用 ～マネープランに証券投資を活かす～」 生島 ヒロシ 氏 (キャスター) 勝間 和代 氏 (経済評論家、公認会計士) 勝 恵子 氏 (フリーアナウンサー/司会進行)
	2/24(火)	アミュゼ柏 クリスタルホール (収容人員 200名) 柏市柏6-2-22	<13:20~14:50> 講演/「はじめての株式投資教室」 小林 春男 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー) <15:00~16:00> 講演/「初心者でもわかる株式市場の動き ～専門家のはなしを聞く～」 植木 靖男 氏 (株式評論家)
	3/2(月)	大宮ソニックシティ 市民ホール (収容人員 200名) さいたま市大宮区桜木町1-7-5	<13:20~14:50> 講演/「はじめての株式投資教室」 本川 勲夫 氏 (NPOエイプロシス 証券カウンセラー) <15:00~16:00> 講演/「初心者でもわかる株式市場の動き ～専門家のはなしを聞く～」 杉村 富生 氏 (経済評論家)
		参加202名 (申込328名)	
		参加141名 (申込195名)	
		参加1,534名 (申込2,362名)	
		参加1,224名 (申込2,209名)	
		参加103名 (申込117名)	
		参加90名 (申込132名)	

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
大 阪	2/17(火)	三宮研修センター (収容人員 255 名) 神戸市中央区八幡通 4-2-1 2 参加 164 名 (申込 299 名)	<18:40~20:10> 講演/「人と社会が豊かになる証券投資」 藤沢 久美 氏 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
	2/19(木)	ホテルサンルート彦根 金亀の間 (収容人員 145 名) 彦根市旭町 9-1 4 参加 81 名 (申込 107 名)	<13:40~15:10> 講演/「気になる金融・経済の動きと私たちの暮らし」 國定 浩一 氏 (大阪学院大学企業情報学部 教授)
	2/26(木)	京都市アバンティホール (収容人員 350 名) 京都市南区東九条西山王町 3 1 アバンティ 9 階 参加 206 名 (申込 357 名)	<18:40~20:10> 講演/「人と社会が豊かになる証券投資」 藤沢 久美 氏 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
	3/5(木)	姫路キャスパホール (収容人員 300 名) 姫路市西駅前町 8 8 キャスパビル 7 階 参加 263 名 (申込 275 名)	<13:40~15:10> 講演/「気になる金融・経済の動きと私たちの暮らし」 國定 浩一 氏 (大阪学院大学企業情報学部 教授)
	3/7(土)	大阪市中央公会堂大集会室 (収容人員 1,100 名) 大阪市北区中之島 1-1-27 参加 903 名 (申込 1,540 名)	<14:15~15:15> 講演/「これからの日本は!!」 塩川 正十郎 氏 (元財務大臣)
			<15:30~16:30> 講演/「今後の経済・金融展望」 木内 登英 氏 (野村證券株式会社 金融経済研究所 経済調査部長兼チーフエコノミスト)
	3/10(木)	オーバルホール (収容人員 450 名) 大阪市北区梅田 3-4-5 毎日新聞ビル地下 1 階 参加 470 名 (申込 793 名)	<19:00~20:30> 講演/「勝間式 “証券投資ははじめの一步”」 勝間 和代 氏 (経済評論家、公認会計士)
名古屋	2/1(日)	名証ホール (収容人員 80 名) 名古屋市中区栄 3-8-2 0 参加 84 名 (申込 94 名)	大学生向けセミナー <13:00~14:00> 講演/「社会人になる前に知っておきたい経済の知識」 家森 信善 氏 (名古屋大学大学院経済学研究科教授 ・経済学博士)
			<14:10~15:10> 講演/「金融・証券業界の現況と将来」 前田 昌孝 氏 (日経ヴェリタス編集部編集委員)
			<15:20~16:50> パネルディスカッション/ 「若手証券マンに聞く～証券会社の仕事と魅力」 証券会社若手社員 3 名 コーディネーター 森 一幸 (日本証券業協会証券教育広報センター中部支部長)
	2/11(水)	デザインホール (収容人員 500 名) 名古屋市中区栄 3-18-1 参加 453 名 (申込 681 名)	<10:30~12:00> 講演/「生き残りたいサラリーマンのための発想術」 伊藤 元重 氏 (東京大学大学院経済学研究科長 ・経済学部長) <13:00~14:30> 講演/「高配当を目指す投資信託の上手な選び方」 菅田 芳恵 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー) <14:40~16:10> 講演/「今だから始めたい株式投資」 岩月 博 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
名古屋	2/12(木)	名証ホール (収容人員 80名) 名古屋市中区栄3-8-20 参加108名(申込156名)	<18:30~20:30> 講演／～若いからできる～ 「しっかり貯めて、大きく殖やす知恵」 「金融機関の違いと賢い選び方」 浅野 礼美子 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
	2/13(金)	名証ホール (収容人員 80名) 名古屋市中区栄3-8-20 参加131名(申込253名)	<13:30~15:00> 講演／「新しい証券税制のポイントと魅力」 森 満彦 氏 (株式会社 名南経営 東京企業情報部長・森満彦税理士事務所 所長)
	2/14(土)	テレピアホール (収容人員 480名) 名古屋市中区東桜1-14-25 参加481名(申込713名)	<11:30~12:30> 講演／「ゆとりを生むライフスタイルの身につけ方 ～船旅を楽しむ～」 内山 勝美 氏 (商船三井客船 にっぽん丸クルーズ コンシェルジュ)
			<13:30~15:00> 講演／「ハッピーライフの過ごし方～健康とお金の法則～」 森永 卓郎 氏 (獨協大学教授・経済アナリスト)
			<15:10~16:10> 講演／「美しく豊かに生きるためのマネープラン」 内田 英爾 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
			資産運用質問コーナー (会場ロビー) 相談員／浅野 礼美子 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー) 岩月 博 氏 (NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
北海道	2/24(火)	札幌グランドホテル 本館2階 「金枝の間」 (収容人員 400名) 札幌市中央区北1条西4丁目 参加372名(申込466名)	<13:40~14:40> 講演／「証券投資バランスアップ術」 藤沢 久美 氏 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
			<14:50~15:50> 講演／「日本のこれからの成長戦略と 金融経済情勢について」 江上 剛 氏 (作家)
東北	2/21(土)	東京エレクトロンホール宮城 (宮城県民会館)「601大会議室」 (収容人員 300名) 仙台市青葉区国分町3-3-7 参加242名(申込344名)	<13:00~14:00> 講演／「輝く女性のための『セルフプロデュース術』」 中谷 彰宏 氏 (作家)
			<14:10~15:40> 講演／「ピンチをチャンスに変えるマネープラン」 和泉 昭子 氏 (ファイナンシャルプランナー)
北 陸	2/28(土)	福井県民ホール (収容人員 400名) 福井市手寄1-4-1 アオッサ8階 参加490名(申込650名)	<13:40~14:40> 講演／「板東英二流マネー学」 板東 英二 氏 (タレント)
			<15:00~17:00> 講演／「長期投資で人生を豊かにしよう」 澤上 篤人 氏 (さわかみ投信株式会社 代表取締役)
中 国	2/28(土)	島根県民会館 3階「大会議室」 (収容人員 120名) 松江市殿町158 参加78名(申込114名)	<13:30~15:00> 講演／「大変な時代の読み方 ～大波小波を乗り越えて～」 三原 淳雄 氏 (経済評論家)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
中 国	3/5(木)	国際ホテル宇部3階「常盤西ホール」 (収容人員 100名) 宇部市島1-7-1 参加93名(申込115名)	<14:00~15:30> 講演／「投資の時代に備えよ ～肝要なのは現状を正しく認識すること～」 杉村 富生 氏(経済評論家)
	3/6(金)	福山ニューキャッスルホテル3階「光耀」 (収容人員 200名) 福山市三之丸町8-16 参加198名(申込242名)	<13:30~15:00> 講演／「投資の時代に備えよ ～肝要なのは現状を正しく認識すること～」 杉村 富生 氏(経済評論家)
	3/9(月)	リーガロイヤルホテル広島 4階「クリスタルホール」 (収容人員 300名) 広島市中区基町6番78号 参加286名(申込378名)	<13:00~14:40> 講演／「株式市場の見通しと銘柄の選び方について」 証券会社の第一線で活躍中の証券営業員の中から、 株式達人コンテストを勝ち抜いた者3名 池本 正幸 氏、中島 敏和 氏、沼田 啓次 氏
四 国	2/19(木)	阿波観光ホテル 5階「クリスタルパレス」 (収容人員 250名) 徳島市一番町3-16-3 参加254名(申込330名)	<13:40~14:50> 講演／「賢い資産運用 株式投資のコツ」 木村 佳子 氏(株式評論家)
			<15:00~16:10> 講演／「100年に一度の危機は100年に一度のチャンス」 杉村 富生 氏(経済評論家)
九 州	2/13(金)	久留米ステーションホテル 地下1階 会議室 (収容人員 80名) 久留米市中央町2-14 参加43名(申込62名)	<17:50~18:50> 講演／「株式投資の基礎知識」 斎 英次 氏(NPOエイブロシス 証券カウンセラー)
			<19:00~20:50> 講演／「長期投資で人生を豊かにしよう」 澤上 篤人 氏(さわかみ投信株式会社 代表取締役)
	2/14(土)	熊本交通センターホテル 3階 大ホール (収容人員 200名) 熊本市桜町3-10 参加200名(申込264名)	<13:00~13:30> 講演／「株式の魅力を考える」 出田 信行 氏(大熊本証券株式会社 代表取締役社長)
			<13:45~15:45> 講演／「長期投資で人生を豊かにしよう」 澤上 篤人 氏(さわかみ投信株式会社 代表取締役)
	3/2(月)	天神ビル 11階 10号会議室 (収容人員 200名) 福岡市中央区天神2-12-1 参加153名(申込220名)	<18:00~19:00> 講演／「当面の投資環境と株式市場」 鮎貝 正弘 氏 (三菱UFJ証券株式会社 投資情報部 シニア投資ストラテジスト)
			<19:15~20:45> 講演／「証券投資にかかるトラブル防止方法」 住田 裕子 氏(ふじ合同法律事務所 弁護士)

(9地区 21都市 28会場 参加人数 9,047名／収容人員 9,670名)

※昨年度 9地区 15都市 19会場 参加人数 7,267名／収容人員 8,640名)

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 19 年 3 月に取りまとめられた「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」に則り、内部者取引の未然防止に必要なインフラ整備として、J-IRISS（ジェイ・アイリス Japan-Insider Registration & Identification Support System）の構築を行ってきたところである。

今般、当該 J-IRISS の稼動に伴い、別紙のとおり、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- ① 協会員は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならないこととする。（第 15 条の 2 第 1 項）
- ② 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならないこととする。（第 15 条の 2 第 2 項）
- ③ 協会員は、第 1 項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならないこととする。（第 15 条の 2 第 3 項）

3. 施行時期

本協会が別に定める日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
(J-IRISS への照合等) 第 15 条の 2 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。 3 協会員は、第 1 項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(新 設)

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日

日本証券業協会

Ⅰ. 改正の趣旨

現在、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）等の弊害防止措置の規定により、原則として、金融商品取引業者の親子法人等が発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会社（以下「主幹事会員」という。）となることは禁止されているところである。昨年の金融商品取引法等の一部改正により、同規制が緩和され、所定の要件を満たす他の引受会員（以下、「独立引受幹事会員」という。）が株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合については、例外として認められることとなった。

今般、金商業等府令等の改正等を踏まえ、引受会員が親子法人等の関係にある株券の募集に係る引受けの主幹事会員となるための要件を明確化するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

Ⅱ. 改正の骨子

- ① 「独立引受幹事会員」、「親法人等」、「子法人等」の定義を追加することとする。
(第2条第1項)
- ② 引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハの規定（同条第1項第4号イ及びロに該当するものを除く。）により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が、新規公開において行う株券の募集の引受け又は上場発行者として発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合は、引受審査及び発行価格の妥当性を確保する目的から発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結しなければならない。
(第9条第1項)
- ③ ②の他、引受会員が主幹事会員となるための要件を定める。
(第9条第2項)
- ④ ②に規定される引受けにおいて、引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっての要件を定める。
(第10条)
- ⑤ 独立引受幹事会員の追加、交代又は減少があった場合の引受けの取扱いについて定める。
(第11条)
- ⑥ その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤 (TEL 03-3667-8647)

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日
(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 10 11 <u>独立引受幹事会員</u> <u>主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する株券の募集に係る発行価格の決定に</u> <u>関与する引受会員をいう。</u> 12 <u>親法人等</u> <u>金商法 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。</u> 13 <u>子法人等</u> <u>金商法 31 条の 4 第 4 項に規定する子法人等をいう。</u> 14 (現行どおり) 22 (適切な引受判断) 第 3 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、<u>第 12 条から第 14 条</u>までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。 <u>第 3 節 親法人等又は子法人等の引受け</u> <u>(主幹事会員となるための要件等)</u> 第 9 条 <u>引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ハの規定（同条第 1 項第 4 号イ及びロに該当するものを除く。）により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が、新規公開において行う株券の募集の引受け又は上場発行者として発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合は、引受審査及び発行価格の妥当性を確保する目的から発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契</u>	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 10 (新 設) (新 設) (新 設) 11 (省 略) 19 (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>約を締結しなければならない。</u> 2 <u>前項の引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</u> 1 <u>独立引受幹事会員は、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行うこと。</u> 2 <u>独立引受幹事会員が価格等の決定に関与し、主幹事会員が行った価格等の妥当性について確認を行うこと。</u> 3 <u>価格等の決定においては、第 25 条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングによる価格等の決定が行われること。</u> 4 <u>発行者の発表資料において細則で定める事項が公表されること。</u>	
<u>(独立引受幹事会員となるための要件等)</u>	(新 設)
第 10 条 <u>前条第 1 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</u> 1 <u>主幹事会員又は発行者（以下「主幹事会員等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。</u> 2 <u>主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の 100 分の 5 以上の数の対象議決権（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する対象議決権をいい、同条第 4 項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。</u> 3 <u>その総株主等の議決権の 100 分の 5 以上の数の対象議決権を主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。</u> 4 <u>次に掲げる者が主幹事会員等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。</u> イ <u>その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）及び主要株主（金商業等府令第 91 条第 1 項第 2 号に規定する主要株主をいう。）</u> ロ <u>イに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）</u> ハ <u>自己並びにイ及びロに掲げる者が、他</u>	

新	旧
<u>の会社等（金商法施行令第15条の16第3項に規定する会社等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の過半数の数の議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員</u> <u>二 その役員であった者（役員でなくなった日から2年を経過するまでの者に限る。）及び使用人</u> <u>5 その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会員等についての前号イからニまでに掲げる者が占めていないこと。</u> <u>6 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に主幹事会員としての実績があること。</u>	
<u>（独立引受幹事会員の変更）</u>	（新 設）
<u>第11条 第9条第1項に規定する引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹事会員が加わることをいう。）、交代（すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。）又は減少（複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。）があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。</u> <u>1 主幹事会員は、第9条第1項に規定する契約の締結日以後、発行決議日までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その旨の理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。</u> <u>2 前号に掲げる期間に独立引受幹事会員が交代する場合に、追加された独立引受幹事会員は細則第4条に規定する引受審査の開始時期から引受審査を行うこと。</u> <u>3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、その旨の理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。</u> <u>4 発行決議日以後に独立引受幹事会員の交代又は減少があった場合は、当該引受けを中止すること。</u>	
<u>第4節 適切な引受審査の実施</u>	<u>第3節 適切な引受審査の実施</u>

新	旧
(適切な引受審査) <u>第 12 条</u> 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（第 5 条第 2 項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、<u>第 16 条から第 19 条</u>までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。 2 (現行どおり) 3 主幹事会員は、<u>第 16 条から第 19 条</u>までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。 4 5 (現行どおり) 6 (主幹事会員と他の引受会員の連携) <u>第 13 条</u> 主幹事会員は、他の引受会員（独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。）に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。 2 (現行どおり) (主幹事会員の交代等があった場合の対応) <u>第 14 条</u> (現行どおり) (引受審査終了後の対応) <u>第 15 条</u> 会員は、自らが主幹事会員又は独立引受幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。	(適切な引受審査) <u>第 9 条</u> 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（第 5 条第 2 項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、<u>第 13 条から第 16 条</u>までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。 2 (省 略) 3 主幹事会員は、<u>第 13 条から第 16 条</u>までに規定する引受審査項目を審査するため、引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。 4 5 (省 略) 6 (主幹事会員と他の引受会員の連携) <u>第 10 条</u> 主幹事会員は、他の引受会員に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。 2 (省 略) (主幹事会員の交代等があった場合の対応) <u>第 11 条</u> (省 略) (引受審査終了後の対応) <u>第 12 条</u> 会員は、自らが主幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。

新	旧
2 (現行どおり)	2 (省 略)
第 5 節 引受審査項目等	第 4 節 引受審査項目等
(新規公開における引受審査項目)	(新規公開における引受審査項目)
<u>第 16 条</u> (現行どおり)	<u>第 13 条</u> (省 略)
(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)	(上場発行者による公募増資等における引受審査項目)
<u>第 17 条</u> (現行どおり)	<u>第 14 条</u> (省 略)
(社債券の引受審査項目)	(社債券の引受審査項目)
<u>第 18 条</u> (現行どおり)	<u>第 15 条</u> (省 略)
2 他の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、 <u>第 12 条</u> 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。	2 他の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、 <u>第 9 条</u> 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(十分な引受審査)	(十分な引受審査)
<u>第 19 条</u> 引受会員は、 <u>第 16 条</u> から <u>第 18 条</u> までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。	<u>第 16 条</u> 引受会員は、 <u>第 13 条</u> から <u>第 15 条</u> までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。
(資金使途の確認及び公表)	(資金使途の確認及び公表)
<u>第 20 条</u> (現行どおり)	<u>第 17 条</u> (省 略)
(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)	(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)
<u>第 21 条</u> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当（投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る分配金を含む。以下同じ。）を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表	<u>第 18 条</u> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主（以下「株主等」という。）への適切な剰余金の配当（投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。）を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表

新	旧
するよう要請しなければならない。 (株価推移等の公表) <u>第 22 条</u> (現行どおり) (有価証券届出書等への記載の要請) <u>第 23 条</u> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、<u>第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条並びに第 22 条</u>に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)に記載するよう要請しなければならない。 <u>第 24 条</u> (現行どおり) <u>第 31 条</u> (引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) <u>第 32 条</u> (現行どおり) 2 前項の場合、<u>第 12 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条から第 23 条までの規定</u>には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、私募及び自己株式の処分に係るものを含むものとする。 <u>第 33 条</u> (現行どおり) <u>第 35 条</u> (海外発行についての準用) <u>第 36 条</u> (現行どおり) 2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社(金商業等府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。 3 第 1 項の場合における<u>第 23 条</u>の規定の取扱いについては、細則をもって定める。 (この規則の一部の適用除外) <u>第 37 条</u> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用し	するよう要請しなければならない。 (株価推移等の公表) <u>第 19 条</u> (省 略) (有価証券届出書等への記載の要請) <u>第 20 条</u> 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、<u>第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条並びに第 19 条</u>に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)に記載するよう要請しなければならない。 <u>第 21 条</u> (省 略) <u>第 28 条</u> (引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) <u>第 29 条</u> (省 略) 2 前項の場合、<u>第 9 条から第 14 条まで、第 16 条及び第 17 条から第 20 条までの規定</u>には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集、私募及び自己株式の処分に係るものを含むものとする。 <u>第 30 条</u> (省 略) <u>第 32 条</u> (海外発行についての準用) <u>第 33 条</u> (省 略) 2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。 3 第 1 項の場合における<u>第 20 条</u>の規定の取扱いについては、細則をもって定める。 (この規則の一部の適用除外) <u>第 34 条</u> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用し

新	旧
ないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第22条並びに第31条第3項第5号 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条、第25条並びに第31条第3項及び第4項 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第20条、第22条及び第25条 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第16条から第22条まで 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第22条第1項第2号及び第2項 7 売出し 第21条から第23条まで 8 <u>不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（不動産投資信託証券の募集又は売出しと並行して行われるもの以外で割当先が開示されているものに限る。）</u> 第31条第1項	ないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第19条並びに第28条第3項第5号 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第17条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第19条 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第17条第3項から第5項まで、第18条、第19条、第22条並びに第28条第3項及び第4項 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第17条、第19条及び第22条 5 第1号及び第3号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第13条から第19条まで 6 第2号に規定する優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集並びに第3号及び第5号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第19条第1項第2号及び第2項 7 売出し 第18条から第20条まで (新設)
付 則 この改正は、平成21年6月1日より施行する。	

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則の一部改正について

平成 21 年 4 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
(契約の締結) <u>第 2 条 規則第 9 条第 1 項に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。</u> <u>1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。</u> <u>2 独立引受幹事会員は、主幹事会員と事務遂行上同等の権限を有し、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に意見表明が行えること。</u> <u>3 発行者は、主幹事会員に提供する情報と同等の情報を独立引受幹事会員に提供するものとし、独立引受幹事会員からのヒアリングに応ずることを含むこと。</u> <u>4 主幹事会員は、必要に応じて当該審査内容等について独立引受幹事会員に提供すること。</u> <u>5 価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。</u> <u>6 独立引受幹事会員が当該株券の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券の募集の引受けが中止されること。</u> <u>7 規則第 11 条各号に規定する事項。</u> <u>8 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、第 1 号から第 7 号の契約事項が確実かつ十分に履行されたかどうか、当該株券の募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で 5 年間保管すること。</u>	(新 設)
(契約の時期) <u>第 3 条 規則第 9 条第 1 項に規定する引受審査の手続きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券の募集にあつては発行者の金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、上場発行者が発行する株券の募集にあつては発行決議日の 17 営業日以上前までに行うものとする。</u>	(新 設)

新	旧
(独立引受幹事会員の引受審査の開始時期) <u>第 4 条 独立引受幹事会員(規則第 11 条で定める追加の独立引受会員を除く。)が行う引受審査の開始時期は、発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、上場発行者が発行する株券の募集にあつては発行決議日の 17 営業日以上前までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</u>	(新 設)
(発表資料) <u>第 5 条 規則第 9 条第 2 項第 4 号に規定する発表資料において公表される事項は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>1 発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会員とした旨</u> <u>2 発行者と主幹事会員との関係の具体的内容</u> <u>3 当該株券の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</u> <u>4 当該独立引受幹事会員が価格等の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容</u> <u>5 当該価格等の決定方法の具体的な内容</u>	(新 設)
(引受審査資料の受領の取扱い) <u>第 6 条 規則第 12 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 1 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(引受審査資料の受領の取扱い) <u>第 2 条 規則第 9 条第 2 項柱書に規定する主幹事会員の引受審査資料の受領の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 1 (省 略) 2 (省 略)
(引受審査に係る個別資料) <u>第 7 条 規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u> 1 2 (現行どおり) 7 8 <u>その他引受会員が必要と認める資料</u>	(引受審査に係る個別資料) <u>第 3 条 規則第 9 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする。</u> 1 2 (省 略) 7 8 <u>その他会員が必要と認める資料</u>
(主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い) <u>第 8 条 規則第 13 条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員(独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。</u>	(主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱い) <u>第 4 条 規則第 10 条第 1 項に規定する主幹事会員の他の引受会員への協力の取扱いは、原則として、次に掲げるところにより行うものとする。</u>

新	旧
1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第7条</u>に掲げる資料を、発行決議日の15営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。 2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第7条</u>に掲げる資料を、遅くとも発行決議日までに他の引受会員に対して送付すること。 3 前各号の場合において、規則第12条第2項第1号から第4号までに規定する資料に関して他の引受会員が行う引受審査に必要不可欠であると認められる情報があるときは、当該情報を、適切な時期に当該他の引受会員に対して提供すること。	1 新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第3条</u>に掲げる資料を、発行決議日の15営業日前までに他の引受会員に対して送付すること。 2 上場発行者が発行する有価証券の募集若しくは売出し又は上場発行者以外の者が発行する社債券の募集若しくは売出しに際して引受けを行う場合には、<u>第3条</u>に掲げる資料を、遅くとも発行決議日までに他の引受会員に対して送付すること。 3 前各号の場合において、規則第9条第2項第1号から第4号までに規定する資料に関して他の引受会員が行う引受審査に必要不可欠であると認められる情報があるときは、当該情報を、適切な時期に当該他の引受会員に対して提供すること。
(新規公開における引受審査項目の細目)	(新規公開における引受審査項目の細目)
<u>第9条</u> 規則第16条第2項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (現行どおり) 8	<u>第5条</u> 規則第13条第2項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (省 略) 8
2 規則第16条第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (現行どおり) 6	2 規則第13条第2項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (省 略) 6
(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)	(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)
<u>第10条</u> 規則第17条第2項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (現行どおり) 6	<u>第6条</u> 規則第14条第2項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (省 略) 6

新	旧
2 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (現行どおり) 5	2 規則第 14 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 } (省 略) 5
(社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 } (現行どおり) 3	(社債券の引受審査項目の細目) 第 7 条 規則第 15 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 } (省 略) 3
(資金使途の内容の公表) 第 12 条 規則第 20 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあっては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書（有価証券届出書の提出を要する場合にあっては目論見書）をもって当該発表資料とする。 2 規則第 20 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があったときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。 3 前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の使途の変更及び規則第 20 条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。	(資金使途の内容の公表) 第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあっては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書（有価証券届出書の提出を要する場合にあっては目論見書）をもって当該発表資料とする。 2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があったときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。 3 前項に規定する要請は、当該募集の際に行うとともに、当該募集の払込日以降に調達資金の使途の変更及び規則第 17 条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当が認められた場合には、その都度行うものとする。
(株価推移等の公表) 第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する	(株価推移等の公表) 第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する

新	旧
規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 15 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。	規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。
(ブックビルディングの手続き) 第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 2 (現行どおり) 3	(ブックビルディングの手続き) 第 10 条 規則第 22 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 2 (省 略) 3
(配分の公平化) 第 15 条 規則第 31 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第 31 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第 31 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15% を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。 3 規則第 31 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシュエーションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。 4 規則第 31 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関	(配分の公平化) 第 11 条 規則第 28 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第 28 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第 28 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15% を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。 3 規則第 28 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシュエーションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。 4 規則第 28 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関

新	旧
係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。 5 規則第31条第3項第4号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株（剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社連動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。 6 規則第31条第4項第5号に規定する「特別目的会社」及び同項第6号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。	係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。 5 規則第28条第3項第4号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株（剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社連動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。 6 規則第28条第4項第5号に規定する「特別目的会社」及び同項第6号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。
(引受けの報告)	(引受けの報告)
第16条 規則第33条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表引受会員となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日（当日が休業日の場合は、前営業日）までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。	第12条 規則第30条第1項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の10日（当日が休業日の場合は、前営業日）までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
(海外発行についての準用)	(海外発行についての準用)
第17条 規則第36条第3項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第23条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第20条第1項及び第2項を対象とする。	第13条 規則第33条第3項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第20条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第17条第1項及び第2項を対象とする。
付 則	
この改正は、平成21年6月1日より施行する。	

資料 4

平成20年度の会員に対する監査結果について

平成21年4月
日本証券業協会

I 監査実施状況

【監査着手日ベース（平成20年4月～平成21年3月に監査を着手したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
監査実施会社数	91社	108社	98社
（うち 証券取引所との合同検査）	（38社）	（43社）	（47社）
（うち 協会単独の監査）	（53社）	（65社）	（51社）
（うち 支店監査を行った会社・店舗）	（5社14店舗）	（7社12店舗）	（6社11店舗）
（うち 初めて監査を実施した会社）	（7社）	（13社）	（25社）
1社平均の監査日数（本店ベース）	6.0日	6.0日	6.3日
（1社あたりの監査日数）	（1～18日）	（3～14日）	（2～15日）
1社平均の監査人員（本支店ベース）	4.9人	4.8人	4.8人
（1社あたりの監査人員）	（3～20人）	（2～24人）	（3～19人）

II 株券電子化に向けたシステム整備に係るオンサイトモニタリングを25社に対して実施した（1チーム2名×5チーム×1チーム当り5社×1チーム当り5日＝250人日）。

III 監査結果の概要

【結果通知日ベース（平成20年4月～平成21年3月に結果通知を交付したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
法令・諸規則違反等が認められた会社	55社	51社	57社
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	51社	46社	35社
計	106社	97社	92社

以上

平成20年度の特別会員に対する監査結果について

平成21年4月
日本証券業協会

I 監査実施状況

【監査着手日ベース（平成20年4月～平成21年3月に監査を着手したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
監査実施会社数	61機関	69機関	63機関
（うち 書類監査）	（0機関）	（2機関）	（8機関）
○ 業態別			
（都市銀行等）（注）	（7機関）	（8機関）	（7機関）
（地方銀行）	（25機関）	（23機関）	（18機関）
（第二地銀協地銀）	（16機関）	（16機関）	（18機関）
（信用金庫）（注）	（11機関）	（13機関）	（8機関）
（生命保険会社）	（1機関）	（3機関）	（7機関）
（損害保険会社）	（0機関）	（3機関）	（2機関）
（その他 短資、外国銀行、公社等）	（1機関）	（3機関）	（3機関）
1機関平均の監査日数	5.2日	4.8日	4.2日
（1機関あたりの監査日数）	（3～10日）	（3～10日）	（3～8日）
1機関平均の監査人員	4.1人	3.8人	3.6人
（1機関あたりの監査人員）	（3～7人）	（3～11人）	（3～6人）

（注）「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関等を含む。また、「信用金庫」には、信金中央金庫を含む。

II 監査結果の概要

【結果通知日ベース（平成20年4月～平成20年3月に結果通知を交付したもの）】

	平成20年度	【参考】	
		平成19年度	平成18年度
法令・諸規則違反等が認められた機関	6機関	21機関	28機関
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	68機関	47機関	35機関
計	74機関	68機関	63機関

以上

IOSCO/SROCC議長職の承継 について

平成 21 年 4 月 14 日
日本証券業協会

このほど、IOSCO/SROCC（証券監督者国際機構／自主規制機関諮問委員会）の議長を務めていた本協会渡辺特別顧問の後継議長の選出が IOSCO の規定に則り行われ、本協会大久保 良夫専務理事が選任された。IOSCO の規定では、委員会の議長が任期途中で退任した場合、後継議長は、元の議長の残りの任期を務めることとなるため、大久保新議長の任期は、2010 年 6 月の IOSCO 年次総会（於カナダ モントリオール）までとなる。

本協会の自主規制機関としてのプレゼンスの向上を反映し、2006 年に渡辺氏は日本人として初めて IOSCO の主要委員会の議長に選任されたが、同議長職を本協会が引続き務めることにより、IOSCO における本協会及び日本の証券業界の意見の反映、更なるプレゼンスの向上に資することが期待される。

（参 考）IOSCO 及び SROCC の概要

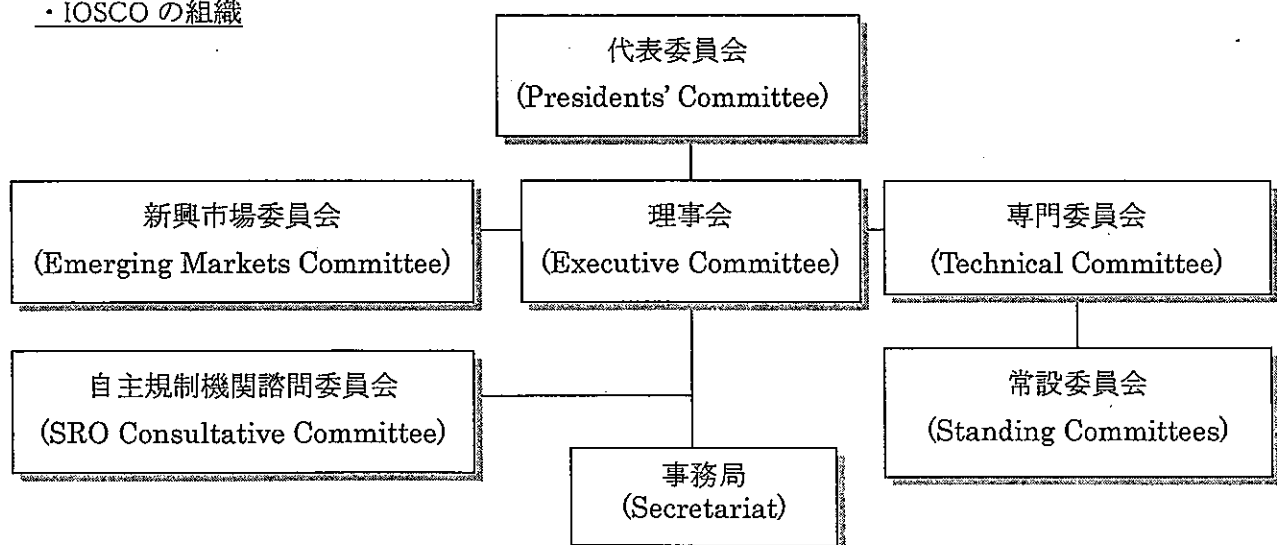
・ IOSCO (International Organization of Securities Commissions／証券監督者国際機構) の沿革

国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974 年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980 年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986 年のパリ総会において、現在の IOSCO という名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所及び大阪証券取引所が協力会員として、それぞれ加盟している。

・ SROCC (SRO Consultative Committee／自主規制機関諮問委員会) の沿革

1989 年に設置され、IOSCO における各国の自主規制機関（含、取引所）による意見・情報交換として機能している。同委員会では、現在、自主規制の役割、市場における問題の早期発見、自主規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。2006 年 6 月に香港で開催された SROCC 全体会合において、本協会渡辺副会長が議長に選出された（2008 年 5 月再任）。

・ IOSCO の組織



「証券CFD取引ワーキング・グループ」設置要綱

平成 21 年 4 月 9 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

今般、自主規制会議の下部機関として設置された「ATCワーキング」¹から、現時点では未発展市場である「証券CFD取引」²に関して、将来的に起こりうる不測の事態に対する未然防止を図る観点から、投資者保護を目的とした諸課題への早期対応に取り組む必要がある、との提言がなされたところである。

については、この提言を踏まえ、「証券CFD取引」に係る諸課題を検討する場として、標記ワーキング・グループを設置する。

なお、標記ワーキング・グループの設置にあたっては、当該取引が有価証券関連デリバティブ取引に該当し、かつ、協会の当該取引に係る行為規制全般を検討することから、標記ワーキン・グループは、金融商品委員会並びに自主規制企画委員会（以下、「両委員会」という。）の下部機関とする。

2. 検討事項

「証券CFD取引」に関して、「ATCワーキング」の提言等を踏まえ、以下の点について検討を行う。

- (1) 証券CFD取引の位置づけと現状の整理について
- (2) 証券CFD取引の投資勧誘・説明等のあり方について
- (3) 証券CFD取引に係るその他必要な投資家保護のあり方について
- (4) その他

3. 構成

- (1) 本ワーキング・グループは、10社程度の協会の役職員等をもって構成する。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

¹ 「ATC (Ahead of The Curve)」は、一般には「先回りをして」「先手を打って」という意味で、ここでは「証券市場における諸課題の先取りのな発見と迅速な対応」を意味する。

「ATCワーキング」は、「日本版ATC研究会」による『「日本版ATC研究会」報告書』の提言を受け、証券市場の公正かつ健全な発展の観点から、証券市場規制の趣旨を踏まえ、取り組むべき諸課題を幅広く早期に発見し早期に対応するため、自主規制会議の下部機関として設置されたワーキング・グループ。

² 「証券CFD (Contract For Difference) 取引」とは、少額の証拠金を預託し、有価証券や有価証券指数などを対象資産とした差金決済取引であり、金融商品取引法上の有価証券関連デリバティブ取引。

4. 運営

- (1) 本ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜両委員会に報告するものとする。
- (2) 本ワーキング・グループは、その検討過程において、両委員会の所管外の事項が発現した場合、当該事項への対応について、両委員会を通じて本協会内における適切なワーキング・グループによる検討等を提言することができる。

5. 事務の所管

本ワーキングの庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制 3 部及び自主規制企画部が担当する。

以 上

平成 21 年 3 月 26 日

兜 倶 楽 部 各 位

日 本 証 券 業 協 会

暴力団対策法上の「不当要求情報管理機関」の登録について

本協会においては、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みを支援することを目的とし、「証券保安対策支援センター」組織要綱（別紙 1）に基づき、会員本部の「会員業務部 セキュリティ対策室」及び「会員業務部 証券保安センター準備室」を、「証券保安対策支援センター」に改組し、去る 3 月 16 日から同センターにおいて業務を行っているところであります。

本日、本協会が、国家公安委員会から、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本日、「不当要求情報管理機関」の登録を受けたことに伴い、『定款』等の一部改正」（別紙 2）につきましては、平成 21 年 3 月 26 日付けで施行いたしますので、併せてお知らせいたします。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先
会員本部 証券保安対策支援センター（TEL 03-5540-8930）

「証券保安対策支援センター」組織要綱

平成 21 年 1 月 20 日

日本証券業協会

1 目 的

日本証券業協会（以下、「本協会」という。）は、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みを支援することを目的とし、証券保安対策支援センター（以下、「センター」という。）を置く。

2 役 割

（１）センターは、会員等が保有する反社会的勢力等に関する情報を収集・集約するとともに、警察及び暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」という。）と連携することにより、業界全体として反社会的勢力情報の共有化を図り、もって会員等に対する効率的な照会機能の提供、照会結果の提供を行うことを役割とする。

（２）センターは、証券警察連絡協議会等の場を通じて、会員と警察、暴追センター、金融庁、金融商品取引所及び弁護士会との連携強化の橋渡しを行うとともに、会員等に対し、反社会的勢力排除に関するノウハウの提供等を行うことを役割とする。

3 組 織

センターは、本協会内の証券戦略部門に置く。

4 登録申請

センターは、国家公安委員会に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を申請する。

5 業 務

センターは、以下に掲げる業務を行う。

- ① 反社会的勢力に関する情報の収集、集約、管理
- ② 会員等からの照会対応及び回答
- ③ 反社会的勢力に関する個別調査
- ④ 反社会的勢力排除に際しての個別相談対応・支援
- ⑤ 都道府県別証券警察連絡協議会の運営支援（事務局）
- ⑥ 証券保安連絡会の運営（事務局）

6 職 員

センターの職員は、会長が任命する。また、センターの職員は、別に規定する「不当要求情報管理規程」を遵守し、業務を行う。

7 BCP対策業務

センターは、5に定める業務のほか、BCP対策室を置き、以下に掲げる業務を行う。

- ① 証券市場の事業継続計画（BCP）の企画、立案及び総合調整
- ② 本協会の事業継続計画（BCP）の企画、立案及び総合調整

8 その他

平成 21 年 3 月 1 日、「セキュリティ対策室」及び「証券保安センター準備室」を「証券保安対策支援センター」に改組する。

以 上

「定款」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除することを目的として、本協会が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する「不当要求情報管理機関」の登録を受け、反社会的勢力に関する情報の収集及び提供業務を行うとともに、会員の反社会的勢力排除の取組みに関する支援業務を行うにあたり、当該業務について定款への明記を図るため、別紙のとおり、定款の一部を改正することとする。

併せて、会員が同機関から反社会的勢力に関する情報の提供を受けた場合において、当該情報の目的外使用の禁止等を定めるため、別紙のとおり、定款の施行に関する規則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 本協会が行う業務の追加

- ① 本協会が行う業務に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。」及び「会員の反社会的勢力排除の取組みに関する支援を行うこと。」を追加する。

(定款 第 7 条第 1 項第 15 号及び第 16 号 新設)

- ② 上記業務に関する事項を決議する権限を証券戦略会議に、執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。

(定款 第 56 条第 3 項第 1 号)

(2) 提供を受けた情報の目的外使用の禁止等

- ・ 会員は、不当要求情報管理機関から反社会的勢力に関する情報の提供を受けた場合には、当該情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用してはならない旨等を規定する。

(定款の施行に関する規則 第 16 条第 2 項 新設)

(3) その他所要の整備

- ① 上記(1)①の改正に伴い、経理規則で引用する定款第 7 条第 1 項の号の繰下げに対応するための修正を行う。 (経理規則 第 32 条第 4 項)
- ② 金融商品取引法施行令の改正に伴い、定款で引用する同施行令の枝番号の繰下げに対応するための修正を行う。 (定款 第 3 条第 5 号)

3. 施行の時期

この改正は、平成 21 年 3 月 26 日（国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日）から施行する。ただし、定款第 3 条第 5 号の改正については、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成21年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第3条 (現行どおり) 1 ・ (現行どおり) 4 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等 (<u>金融商品取引法施行令第1条の8の4第1項第2号に該当するものを除く。</u>) をいう。 6 ・ (現行どおり) 9 (業 務) 第7条 (現行どおり) 1 ・ (現行どおり) 14 15 <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第2項第7号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。</u> 16 <u>会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。</u> 17 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(定 義) 第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ・ (省 略) 4 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等 (<u>金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するものを除く。</u>) をいう。 6 ・ (省 略) 9 (業 務) 第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 ・ (省 略) 14 (新 設) (新 設) 15 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。 2 (省 略)

新	旧
(理事会の権限) 第 56 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 第 7 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる業務及び同項第 <u>17</u> 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務 (同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項 2 ・ (現行どおり) 7 3 (現行どおり) 1 第 7 条第 1 項第 10 号から第 <u>16</u> 号までに掲げる業務及び同項第 <u>17</u> 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務 (同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項 2 ・ (現行どおり) 3 4 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 21 年 3 月 26 日 (国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理	(理事会の権限) 第 56 条 (省 略) 2 (省 略) 1 第 7 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる業務及び同項第 <u>15</u> 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務 (同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項 2 ・ (省 略) 7 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、これらを執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1 第 7 条第 1 項第 10 号から第 <u>14</u> 号までに掲げる業務及び同項第 <u>15</u> 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務 (同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項 2 ・ (省 略) 3 4 (省 略)

新	旧
機関の登録を受けた日) から施行する。ただし、第 3 条第 5 号の改正については、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。	

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成21年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
(秘密の保持等) 第16条 (現行どおり) <u>2 会員は、定款第7条第1項第15号に規定する業務により本協会から情報の提供を受けた場合には、その情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用し、又はみだりに他人に提供してはならない。</u> 付 則 この改正は、平成21年3月26日(国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日)から施行する。	(秘密の保持等) 第16条 役員、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員、あつせん委員、若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。 (新 設)

「経理規則」の一部改正について

平成21年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
(基金の管理及び運用) 第32条 基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第7条第1項第1号から第10号までに掲げる業務及び同項第17号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第10号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成21年3月26日(国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日)から施行する。	(基金の管理及び運用) 第32条 基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。 2 (省 略) 3 (省 略) 4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第7条第1項第1号から第10号までに掲げる業務及び同項第15号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第10号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。 5 (省 略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第6章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除のための民間活動の促進

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第32条の2 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第34条の法人であること。
 - 2 次項第3号から第5号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（第3項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」という。）が置かれていること。
 - 3 その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。
- 2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
 - 2 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
 - 3 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
 - 4 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
 - 5 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
 - 6 公安委員会の委託を受けて第14条第2項の講習を行うこと。
 - 7 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。）の業務を助けること。
 - 8 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
 - 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
 - 10 前各号の事業に附随する事業
- 3 都道府県センターは、相談事業を行うに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならない。
- 4 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならない。
- 5 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 6 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 7 都道府県センターの役員若しくは職員（暴力追放相談委員を含む。）又はこれらの職にあった者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と密接に連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする。
- 9 第1項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

暴力追放運動推進センターに関する規則（抜粋）

（不当要求情報管理機関に対する援助）

第10条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関（法第32条の2第2項第7号に規定する不当要求情報管理機関をいう。）で不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号）の規定により登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

- 1 不当要求（法第14条第1項に規定する不当要求をいう。以下この条において同じ。）による被害を防止する方法について資料を提供し、又は助言すること。
- 2 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態について教示すること。
- 3 不当要求を受けた場合の警察等への連絡方法について教示すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、不当要求による被害を防止するための措置に関する措置であって都道府県センターが採ることが適当であると認められるもの

（都道府県警察からの援助）

第11条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営を図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

- 1 暴力団員による不当な行為の実態その他暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する情報を提供すること。
- 2 相談事業に係る相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に資するため相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等（法第32条の2第1項第2号に規定する相談の申出人等をいう。）の保護その他の措置を講ずること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に関する措置であって都道府県警察が採ることが適当であると認められるもの